

○北海道情報公開・個人情報保護審査会諮問要綱の制定について

令和5年3月29日

道本総第4704号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
みだしについては、これまで「北海道情報公開・個人情報保護審査会諮問要綱の制定について」（平28. 3. 31道本総第4132号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号）が制定され、令和5年4月1日に施行されること等に伴い、新たに別添のとおり、「北海道情報公開・個人情報保護審査会諮問要綱」を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、旧通達は、同日付けで廃止する。

別添

北海道情報公開・個人情報保護審査会諮問要綱

第1 目的

この要綱は、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「公開条例」という。）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「保護法施行条例」という。）に基づく北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）への諮問（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条に基づく審査請求に関する諮問を除く。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 諮問が必要な場合

審査会への諮問を要する場合は、次のとおりとする。

1 公開条例に基づく諮問

開示等の決定に際し、公開条例第14条第2項ただし書の規定に基づき、その期間を延長しようとする場合

2 保護法施行条例に基づく諮問

個人情報の適正な取扱いの確保に際し、保護法施行条例第8条各号の規定に基づき意見を聴くことが特に必要であると認める場合

第3 諮問の手続

1 協議

事務担当課等が審査会への諮問を行おうとする場合は、当該事務担当課等の長は、あらかじめ、諮問書の案を添えて警察本部総務課警察情報センター所長（以下「警察情報センター所長」という。）に協議するものとする。

2 諮問書の提出

事務担当課等の長は、前事項の協議終了後、諮問書及び諮問を行う事項を説明する書類等を警察情報センター所長に提出するものとする。

3 審査会における説明

事務担当課の職員は、審査会に出席し、説明及び意見を述べるものとする。